

収入  
印紙

個別契約（自動車の借入れ）

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書

壬生町〇〇選挙候補者 ※戸籍名を記入（以下「甲」という。）と（株）〇〇自動車代表 壬生 次郎（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 車種及び登録番号 車種 小型乗用自動車（車種名）  
登録番号 宇都宮50い12-34
- 台数 1台
- 使用期間 令和8年3月24日から  
令和8年3月28日まで（5日間）
- 契約金額 50,000円 契約金額及び単価は消費税を含む  
内訳1日10,000円×5日間

### 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき壬生町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行われなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は壬生町に請求できない。

なお、壬生町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額をすみやかに支払うものとする。

### 7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 8年 3月 16日 ←契約は告示日前でも可

甲 壬生町「長」または「議会議員」選挙候補者  
住所 ※立候補届出と一致  
氏名 ※立候補届出と一致 ㊟

乙 住所 壬生町中央町1番2号  
名称 (株)〇〇自動車  
代表者氏名 代表 壬生 次郎 ㊟

様式第1号（第2条関係）

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日以降の日付→令和8年3月 日

壬生町選挙管理委員会委員長 様

令和8年3月29日執行  
 壬生町長（議会議員）選挙  
 候補者氏名※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	備考
<b>※一般運送契約の場合記入</b>		

### 2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借用期間等	契約金額	
自動車の借入れ		R 8. 3. 1 6	壬生町中央町1番2号 (株)〇〇自動車 代表 壬生 次郎	R 8. 3. 2 4 ) R 8. 3. 2 8	50,000円	
運転手の雇用		R 8. 3. 2 3	壬生町大字藤井1234番地 藤井 太郎 (運転手氏名)	R 8. 3. 2 4 ) R 8. 3. 2 8	50,000円	
燃料費		R 8. 3. 2 3	壬生町落合三丁目4番12号 〇〇石油 代表 馬場 花子	宇都宮50い 12-34	1ℓあたり 160円	

備考（裏面を参照ください。）

それぞれの契約書に記載した  
 内容と一致すること

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借用期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類を提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類等の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第10号(その1) (第5条関係)

## 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

使用の最終日以降の日付→令和8年 月 日

令和8年3月29日執行  
壬生町長(議会議員)選挙  
候補者氏名※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	壬生町中央町1番2号 (株)〇〇自動車 代表 壬生 次郎			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
宇都宮50い12-34	R8.3.24	10,000円		
宇都宮50い12-34	R8.3.25	10,000円		
宇都宮50い12-34	R8.3.26	10,000円		
宇都宮50い12-34	R8.3.27	10,000円		
宇都宮50い12-34	R8.3.28	10,000円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等(以下「運送事業者等」といいます)から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が壬生町に支払
- この証明書を発行した候補者を請求できません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1台当たり100,000円です。  
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円  
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、壬生町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車本体のみの借入れ金額を日にちごとに記載してください。

※候補者から運送業者等に提出してください。

## 請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日後の日付→令和8年 月 日

壬生町長 様

住所（所在地） 壬生町中央町1番2号

氏名（名称） (株)〇〇自動車 代表 壬生 次郎 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 50,000円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和8年3月29日執行 壬生町長（議会議員）選挙
- 候補者の氏名 ※戸籍名を記入

## 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	〇〇ジドウシャ ミブ ジロウ		
口座名義	〇〇自動車 壬生 次郎		

備考（裏面を参照ください。）

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、壬生町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その2

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との  
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

### (1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
R 8. 3. 2 4	10,000円×1台 =10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
R 8. 3. 2 5	10,000円×1台 =10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
R 8. 3. 2 6	10,000円×1台 =10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
R 8. 3. 2 7	10,000円×1台 =10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
R 8. 3. 2 8	10,000円×1台 =10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
計			50,000円	

備考

1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(ア) 又

実際に要した金額 (ア) と基準限度額 (イ) の  
うち、金額の少ない方を記載してください。

く